

本日ここに、令和3年第1回大熊町議会定例会を開催し、令和3年度の予算をはじめ、41件に及ぶ議案のご審議をお願いするにあたり、私の町政基本方針及び主要施策について申し上げ、議会の皆様のご理解とご支援をお願いする次第であります。

国においては、新年度予算案が国会に提出され、当初予算ベースでは1兆6千97億円となっており、東日本大震災からの復興再生のための予算である東日本大震災復興特別会計には9千318億円が計上されております。

また、福島県の新年度予算は1兆2千585億円となり、そのうち、復興の加速及び地方創生のための取り組みに対し、2千585億円が計上されております。

町の重点施策につきましては後ほど申し上げますが、財源の計画的・重点的配分をもとに、令和3年度一般会計の総額を295億円と定めております。

歳入につきましては、町税、特別交付税、国・県等支出金、基金繰入金等で財源措置を講じており、特別会計においても坂下ダム施設管理事業など12件の総額を50億7千万円と定め、避難生活や復旧・復興、教育環境の向上に向けた予算編成となっております。

それでは、各所管の重点施策について、ゼロカーボンの推進からご説明いたします。

大熊町では令和2年2月に行った「2050大熊ゼロカーボン宣言」の実現に向けて、今年度「大熊町ゼロカーボンビジョン」を策定いたしました。このビジョンを基に、先進的なゼロカーボンタウンを構築し、子ども・孫世代が誇りをもって語る事ができるまちづくりを進めてまいります。

令和4年春の解除を目指す特定復興再生拠点においては、下野上地区一団地にスマートコミュニティの整備を進めます。自給自足の電力システムを構築することで脱炭素を推進するとともに、災害に強い、安心して暮らせるまちの実現を目指します。また、大川原地区においても、役場庁舎やイチゴ栽培施設に太陽光発電設備を設置し、町内の再エネ率を高めてまいります。

ゼロカーボン推進の核としては、地域新電力を設立いたします。設立に向けては町が主体となりますが、地元企業との協力体制を取りながら、電力と経済の地域内循環を目指します。また、安定した電力供給を可能とする自己電源の重要性が年々増している中、当町においても、地域新電力の持続可能性及び町内の再エネ率を高めるため、大規模発電施設の整備について検討を進めてまいります。

ゼロカーボンタウンを実現するためには、町民及び町内事業者にも協力をいただく必要があります。事業内容を分かり易く解説した冊子の配布や、イベントを活用した説明会の開催など、ゼロカーボンを身近に感じていただく努力を続けるとともに、脱炭素事業に対して手厚い補助制度を整備することで、行政と住民が同じビジョンを描ける環境を目指してまいります。

次に、総務関係について説明いたします。

昨年度中止となった町政懇談会を、改めて開催します。昨年度はやむを得ず資料の全戸配布で開催に代えさせていただきましたが、町民から「実施してほしい」とのご意見をいただきました。新型コロナウイルス感染症の流行を見極めつつ、施策のあり方について町民と直接意見を交わし、町政に反映させてまいります。

次に、税務関係について説明いたします。

令和3年度当初予算における税収額を、38億7千226万1千円と決めました。課税につきましては、適正な課税に努めるとともに、多くの町民の方は避難生活が続いておりますので、引き続き被災者の負担軽減を図る減免措置を講じてまいります。

なお、中屋敷・大川原地区の固定資産税については、令和3年度より負担を求める予定でございましたが、商業施設の開業がこれからなど、生活環境が十分に整っておらず、税負担を求めるまでに至っていないと判断しまして、令和3年度も引き続き減免を行うこととしました。

徴収につきましては、震災以降実施できておりませんでした口座振替を4月か

ら再開しますので、適切に対応してまいります。

次に、企画調整関係について申し上げます。

令和4年春の避難指示解除を目指しております大野駅周辺を中心としたエリアにつきまして、大川原地区と同様にもう一つの復興拠点として産業創出や交流人口拡大のため下野上地区復興拠点の整備を進めております。現在は、事業用地の取得のため、地権者の皆さんとの契約を進めております。あわせて拠点に整備する企業などが入居する産業交流施設や商業施設、住宅や、それらが立地する駅周辺の絵姿などの検討を進めております。そのほか新たな産業を誘致する中央産業拠点、帰還町民や新たな移住者のための住宅団地などを整備し、廃炉産業だけに頼らない新しい産業創出のエリアとして整備してまいります。

産業創出及び企業誘致につきましては、帰町する町民はもとより、新たに町民となる方々が集うことが重要であるため、そのニーズを踏まえた4つの産業形態による施設整備を進めてまいります。

まず、1つ目としまして、前述の産業交流施設を、駅前立地や福島第一原子力発電所にも近接という立地特性を活かしつつも、大熊町の玄関口として街の賑わい創出や情報発信などの機能も付加した公的施設として整備いたします。

2つ目としまして、双葉翔陽高校南側に位置します中央産業拠点を、駅にも近く平坦であり住宅も隣接する立地を活かし、除染・廃炉関連技術の研究開発や次世代技術・産業を育む企業群を集積する職住近接型の産業拠点として、そして、将来的には拠点内のエネルギーを100%再生可能エネルギーで賄うRE:100産業団地として整備いたします。

対して、3つ目の大熊西工業団地は、工業用水や特別高圧など高機能インフラを導入しながらも、大熊町らしい原風景を活かした憩いの場としてまいります。

そして、4つ目、大野小学校を活用して整備いたしますインキュベーション施設は、雇用の場の確保と並行し、新たな産業や起業家が生まれ育つ環境として整備し、起業家と企業、大学等の連携が可能となる場を作り、大熊発ベンチャーの

育成や町特有の課題の解決に繋げてまいります。

大熊町の最大の課題は、今後の見通しの示されていない特定復興再生拠点区域外の除染、そして避難指示解除であります。昨年12月には、国の原子力災害対策本部において、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域外における新たな避難指示解除の仕組みが決定されました。しかしこの決定は、住民が日常的な生活を営むことが想定されない土地活用を目的としての解除であり、町や町民の皆様が求める帰還・居住に向けた避難指示解除ではなく、帰還困難区域全域の避難指示解除という根本的な課題の解決には至らないものです。当町の特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域については、町内でも優良な農地や産業が存在していた等、町にとって欠かすことのできない地域であります。これらの地域の除染、家屋等の解体、避難指示解除の見通しが国から示されていないため、町全体の復興の道筋が定まらないだけでなく、避難指示解除が見込まれる特定復興再生拠点区域における町民の帰還促進の妨げとなります。これまでも国に対し再三、除染、避難指示解除の方針を早急に示すよう求めてまいりました。来春には町が目指す特定復興再生拠点区域の避難指示解除が控えております。解除区域に含まれなかった町民の皆様の気持ちと願いをしっかりと国に伝え、引き続き町内全域の除染と避難指示解除を強く国に求めてまいります。

次に、民生関係につきまして申し上げます。

国民健康保険につきましては、特定健診及び特定保健指導未受診者対策事業を実施し、医療費適正化の取組みを強化してまいります。また、一部負担金の免除措置につきましては、今後も避難生活が続く限り、国に財政支援を要望してまいります。

福祉行政につきましては、長期の避難生活に応じた支援がますます重要となっており、そのため、避難先自治体や関係機関と連携を図り、避難先でも福祉サービスの提供が十分となるように努めてまいります。また、様々な福祉計画の上位計画である地域福祉計画の策定を行い、長期的な町内福祉の推進を図ってまいり

ます。さらに、町内の課題となっている介護・福祉等の人材確保・育成を図り、「福祉の里構想」の実現を目指します。

保健衛生につきましては、全世界的な課題である新型コロナウイルス関連について力を入れてまいります。特に、法律の改正によりワクチン接種が市町村事務となったため、広く周知を図りワクチン接種率の向上を目指すと共に、町内における接種体制の構築を図ります。また、避難先においてもワクチン接種ができるよう関係機関と連携しながら、さらに、コールセンターの運用により丁寧な対応を行うことといたします。

また、令和3年度から健康寿命を伸ばす新たな取り組みとして、健診結果を提出していただいた方に対し、運動を習慣づけていただくための独自の助成制度を実施してまいります。

町内の医療環境につきましては、2月から開所した診療所の安定的な運営を進め、町民が安心して帰町できるよう医療環境の充実を図りながら、現在休止となっております県立大野病院の早期再開を引き続き県に要望してまいります。

介護保険事業につきましては、令和3年度から第8期介護保険事業計画に基づいた各種事業を展開していき、高齢者の不安解消、生活支援と適切な介護支援を進め、町民に寄り添った包括業務の展開に努めてまいります。

避難生活の広域化により、住民個々への保健・福祉・介護サービス提供が難しい状況になっており、避難先によっては「一部のサービスが提供できない」「遅れてしまう」などの不都合が生じておりますが、関係機関等の協力をいただきながら町民福祉の向上に努めてまいります。

住宅支援関係につきましては、帰町を選択した町民や町内で就業する方、また、新たに移住する方が安心して居住できる環境を整備することを目的として、大川原地区の復興拠点内に災害公営住宅92戸と再生賃貸住宅40戸を整備いたしました。災害公営住宅については、現在、84世帯の入居者が生活をされている状況です。また、再生賃貸住宅につきましては、町内に雇用の場が増えるにつれ

入居者も増加しているところであり、現在、38世帯が入居されております。今後は、令和5年春に義務教育学校が町内に開校することを見据え、新たに子育て世帯用住宅を再生賃貸住宅として整備するとともに、多様な住まいのニーズに対応するための施策の検討を進めてまいります。このほか、建設型応急仮設住宅につきましては、入居者の孤立や防犯上・防災上の危険性なども生じることから、できる限り速やかに退去をいただくようお願いをしておりましたが、今年の夏に全ての入居者に退去をいただいたところであります。民間借り上げ住宅につきましては、引き続き、入居者が移転先を検討するに当たり、情報提供や相談対応を行うなど、円滑に移転が進むよう支援を継続してまいります。

生活支援関係につきましては、全ての町民の皆様にご負担を感じて頂けるよう、町内の植物工場で生産したいちごの加工品などを同梱した生活応援物資の配布を継続いたします。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため日常生活に苦勞されている町民の皆様に対し、令和3年度もお米等の配付を予定しております。

このほか、町内に帰還される方への支援としましては、住宅清掃費の補助制度、引っ越し費用の補助制度を引き続き展開してまいります。

町民コミュニティの支援につきましては、震災後、県内外の各地で活動している町民コミュニティの運営の支援などを引き続き実施し、町民同士が交流できる機会を提供してまいります。

新たに町民となる移住者への支援として、国が新たに創設する移住・定住促進の取組みへの交付金を活用しながら、首都圏の大学生を町内に呼び込むインターンシップの実施、住まいの確保に関する施策の強化、県と連携した積極的な情報発信などに取り組んでまいります。

次に、環境対策関係について申し上げます。

本年度も災害対策本部の運営、町民の一時立入、公益立入業務のほか町民からの放射線や墓地の改葬、町内立入関係などの窓口業務を継続して行ってまいります。

す。

生活環境につきましては、既存の公営・共同墓地環境整備等を行ってまいります。また、町内全域でのゴミ回収、狂犬病予防注射など畜犬管理など行ってまいります。

防犯対策の強化につきましては、町内全域で巡回警備等を継続し、警察と情報を共有して防犯強化に努めます。また、昨年設置しました防犯カメラの運用、特定復興再生拠点等の防犯灯の全LED化を行ってまいります。

消防団関係につきましては、富岡消防署と連携し、町内の火災予防に努めてまいります。また、消防団の活動につきましては、避難により活動が困難ですが消防水利確認、消防団資機材の保全管理、継続的な訓練等を行い消防団の継続強化に努めます。

放射線対策につきましては、町民の帰還促進、除染及び復興事業の促進を図るため、本日、立入規制緩和区域の追加を行いました。来年春の特定復興再生拠点全域の避難指示解除に向け、住民が安心して帰還できるよう、敷地や家屋内の詳細なモニタリング調査を実施するとともに、町内の放射線調査を継続して行ってまいります。また、福島第一原子力発電所の廃炉につきましても、国、福島県と連携し、監視を行ってまいります。

次に復興事業関係について申し上げます。

令和4年春に予定されている特定復興再生拠点の避難指示解除に向けて、除染が完了し立入規制緩和された地区については、安心できる帰還環境を提供するため道路や水路の本格的な改修や整備を進めてまいります。

町に立ち入る際の安全確保と防災、防火対策として、引き続き定期的な町内のパトロールを実施し、道路、水路、ため池等の点検と維持補修については帰還困難区域を含めた町内全域で行います。

常磐道大熊インターチェンジ、整備の進む大川原復興拠点、再開した大野駅と主要道路である国道6号、288号、県道いわき浪江線と既存の県道・町道を含

めた道路ネットワーク整備を国・県と協力しながら進めてまいります。

次に除染につきましては、大熊町特定復興再生拠点として認定を受けた860haについては、令和4年の避難指示解除に向けて除染を進めていますが、次のステップとして残された帰還困難区域の除染を引き続き国へ要望してまいります。

坂下ダム関係でございますが、施設の適切な維持管理と、震災前のような町民の憩いの場となるような環境整備を引き続き進めてまいります。

次に産業建設関係について申し上げます。

農林関係につきましては、去年は、特定復興再生拠点内で水稻の試験栽培を行い、放射能測定の結果、検出限界値でありました。今年も水稻の試験栽培を継続するとともに、福島県と連携し新たに園芸作物の栽培も行い、帰還に向けての取り組みを実施してまいります。

また、帰還後の営農再開に向けた営農再開ビジョンの策定を進めており、今年度末には骨子が完成する見込みです。さらに、令和3年度には、より実行性のあるものにするため、座談会を開催し、農業者との意見交換を通じて今後の支援策を検討してまいります。

特定復興再生拠点外の農地につきましては、農地荒廃の抑制と防火等の公益の実現に寄与するため、伐木・除草後の農地除草を行ってまいります。

いちご栽培施設につきましては、町の基幹産業と位置付けており町の新たな特産品となるよう栽培を継続し、帰還町民の雇用創出、営農意欲の向上を図れるよう支援してまいります。

有害鳥獣対策としましては、大川原復興拠点周辺の民有林の間伐事業を継続し、特にイノシシ被害対策として、4月から活動を本格化する大熊町有害狩猟鳥獣捕獲隊と連携しながら捕獲を強化してまいります。

商工業につきましては、整備を進めてきました大川原復興拠点内の商業施設を4月5日に先行オープンいたします。さらに交流施設、宿泊温浴施設は、秋のオ

ープンを目指し、周辺環境の整備を図ってまいります。

下水道事業につきましては、特定復興再生拠点内の処理場及び管路の復旧工事を進めていき、帰還環境を整備してまいります。

次に、教育委員会所管について申し上げます。

平成23年4月に会津若松市において幼稚園、小・中学校を立ち上げてから10年が過ぎようとしています。この間、園児、児童・生徒数の減少に歯止めがかかっておらず、本町の学校教育は厳しい現状にあります。誇りを持って、自分の未来を切り拓いていく子どもを育てるために、スピード感を持って教育の充実に取り組んでまいります。

1点目は、令和5年春の開校を目指している幼・保、小中一貫の教育施設の整備を着実に進めてまいります。

本町の目指す教育施設は、0歳から15歳までの子どもたち、そして住民が交流する教育の拠点となる施設です。令和3年度は、基本設計に基づく実施設計に取り組み、ICTや地球環境、建設コストなどに配慮した、コンパクトで機能的な施設の整備を進めてまいります。

2点目は、教育における「大熊町 2050ゼロカーボン宣言」の具現を図るため、SDGsの考え方を生かした教育を進めてまいります。

特に、脱炭素や再生可能エネルギー等の未来志向の環境教育を通して、SDGsに自ら気づき、考え、行動できる子どもを育てる教科横断的な学習を、幼稚園、小中学校の発達段階に応じて進めてまいります。

3点目は、読書の町から本が生まれる町の充実を進めてまいります。

昨年、アトリエANZとの教育支援に関する協定を結びました。読書の町という伝統を受け継ぎつつ、本と人、人と人をつなぐ、本が生まれる町を具現化します。学習を通して身に付けた知識・技能を生かして、本の制作・出版することは、町の歴史や文化、自然、そして復興の様子など、大熊の魅力の世界に発信することにつながると考えます。

さらに、本事業に関わる専門家による、おおくまの教育応援団の充実を図ること
とで、教育の質をより高めてまいります。

本町の目指す教育の理念は、「温故創新」（先人に学び、新しい文化を紡ぐ）で
す。本町の豊かな歴史・伝統・文化を活かしながら、時代の変化に対応した教育
施策を展開することが、町外からも人が来たくなる環境づくりに、重要であると
考えています。

以上、令和3年度の主な重点施策を申し上げます。各所管で実施予定の事業
内容からもお分かりのように、次年度は復興へ向けた取り組みが一段と本格化す
る大事な1年となります。本町の復興は「周回遅れ」を余儀なくされましたが、
これから復興を始めるからこそ可能な腰を据えた取り組みを一つひとつ確実に
遂行し、ゼロカーボンを軸としたまちづくりによって、魅力と活力のある古里・
大熊町を再生するため、職員一同全力で取り組んでまいりますので、
議員各位をはじめ、町民の皆様のさらなるご支援とご協力をお願い申し上げ、私
の施政方針といたします。

令和3年3月8日

大熊町長 吉田 淳